

対象講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

# 高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業

高卒認定をとって、  
資格取得を目指したい

## 対象者 すべてに該当する方

- 八王子市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親  
および20歳未満の児童
- 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方
- 過去に同じ給付金を受けたことのない方



## 対象講座

### 高卒認定試験の合格をめざす講座（通信制講座を含む）

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。

### 自立支援プログラム策定

生活や就労状況から、今後のプランや必要なスキルを確認し、利用できる制度を案内します。現在とスキルアップ後の生活を視覚化した計画（自立支援プログラム策定）を作成しサポートしていきます。

## 支給内容 （トータル受講料の60%（上限あり）が支給されます）

受講方法	支給条件	① 受講開始時給付金	② 受講終了時給付金	③ 合格時給付金
通信制	支給割合	40%	50%から①を引いた額	10%
	上限額	10万円	12万5千円 (①+②の上限)	15万円 (①+②+③の上限)
通学制 ・ 通学および 通信制利用	支給割合	40%	50%から①を引いた額	10%
	上限額	20万円	25万円 (①+②の上限)	30万円 (①+②+③の上限)

※①②の額が4,000円以下の場合の対象外です。

※合格時給付金は、受講終了日から2年以内に認定試験の全科目に合格することが条件です。

## 予約・お問い合わせはこちら

※予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

八王子市子ども家庭部子育て支援課 ひとり親支援担当

TEL : 042-620-7362

(受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00)

FAX : 042-621-2711

詳しい内容は  
こちらから→



# 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の 手続きのながれ

母子・父子自立支援員による事前相談を受けてください

事前相談(要予約)

Tel:042-620-7362

- ・高卒認定の合格をめざす目的などを伺い、利用できる制度を案内します。
- ・現在とスキルアップ後の生活を視覚化してサポートしていくための、計画(自立支援プログラム策定)を作成します。

受講申込前

自立支援  
プログラム策定

受講講座  
指定申請手続き



審査・決定

<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本  
※省略できる場合があります。
- ② 受講予定の講座の資料  
※試験科目の免除ができるものがあるか確認しておきましょう。

講座指定通知書が届いたら



受講申込

① 受講開始時

支給申請

受講開始後30日以内

<提出書類等> (要予約)

※①は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 受講料の支払い領収書
- ③ 振込先口座の通帳またはカード
- ④ 印鑑

審査・支給決定

支給

② 受講修了時

支給申請

受講修了後30日以内

<提出書類等> (要予約)

※①・②・④は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 受講料の支払い領収書
- ③ 受講修了証明書
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

審査・支給決定

支給

高卒認定試験合格



③ 合格時

支給申請

合格証書記載日から  
40日以内

<提出書類等> (要予約)

※①・③は省略できる場合があります。

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 合格証書の写し
- ③ 振込先口座の通帳またはカード
- ④ 印鑑

審査・支給決定

支給